

Title	ジェンダーの視点に立った防災学習と東日本大震災：国際的動向を踏まえて
Author	西岡 英子
Citation	都市防災研究論文集. 1 巻, p.63-68.
Issue Date	2014-11
ISSN	2189-0536
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市防災研究プロジェクト
Description	
DOI	10.24544/ocu.20200128-001

Placed on: Osaka City University

ジェンダーの視点に立った防災学習と東日本大震災 —国際的動向を踏まえて—

西岡 英子

大阪市立大学 都市研究プラザ e-mail:nishioka@ado.osaka-cu.ac.jp

本稿では、2011年3月11日に発生した東日本大震災におけるジェンダーの視点の課題に焦点を当て、これまで防災分野でジェンダー平等、女性の地位向上のための国際規範がどのように発展してきたかについて、国際連合（以下「国連」とする）が果たしてきた役割を中心に考察する。その上で、東日本大震災の被災地での女性を対象にした防災学習に着目し、被災地域の女性の参画状況と復興過程における防災学習の意義を検討する。

Key words：東日本大震災，防災学習，ジェンダーの主流化，男女共同参画基本計画

1. 東日本大震災における女性の被災状況

2011年3月11日14時46分に、マグニチュード9.0の大規模な地震と津波が東北地方沿岸部を襲った。巨大地震、大津波だけでなく、福島第一原発事故という原子力災害による「複合災害」が発生し、阪神・淡路大震災を上回る人的・物的被害を及ぼした。

今回の東日本大震災の住宅被害区域は、12都道府県にも及び、死者15,889人、行方不明2,601人に上った¹⁾。震災直後の避難者は、2011年3月14日時点で47万人に達した。現在も約26万人²⁾が、応急仮設住宅や借り上げ住宅等で避難生活を送っている。

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、震災により大きな影響を受けた高齢者や女性、子ども、外国人等、いわゆる「震災弱者」の存在が浮き彫りになった。高齢女性やシングルマザーを含む貧困層や社会的に疎外された人々など、社会的弱者の家屋被害や死者の割合が高く、都市に潜む「脆弱性」のリスクへの警鐘となった。

東日本大震災でも2012年3月11日時点で、死者数は女性8,363人、男性7,360人と、女性が1,000人程度多く亡くなっており、女性の被害者が多い³⁾。また、阪神・淡路大震災の教訓が生かされず、防災、緊急・応急対応、復旧・復興のあらゆるプロセスにおいて、ジェンダーの問題が浮き彫りになっている。ジェンダー（gender）は、社会的、文化的につくられる性差のことで、生物学的性差（sex）と区別されてきた。男女のジェンダー関係は、個人、社会、経済、政治的な面などに影響し、女性に対する不平等や偏見を生み出してきた⁴⁾。

大震災におけるジェンダーの視点での課題は、内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会—中間とりまとめ—」で次のように報告されている⁵⁾。

震災発生後、女性や子育て中の家庭への配慮が十分にはなされなかった。育児や女性専用のスペース確保や女性の更衣室の設置など女性のニーズや視点を取り入れるためには、避難所の設計・運営に女性が参加することが必要だった。避難所の設計・運営を担う自治会長は、96%近くが男性であり、女性などへの配慮が必要であるとの認識を浸透させることが重要である。

阪神・淡路大震災発生以降、被災地で女性の声を集めた書籍の出版や子育て中の女性の集い、女性支援セミナーや電話相談など、被災女性に寄り添った支援活動を展開してきた「NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ」の正井礼子代表理事は、東日本大震災の被災地視察後、女性への暴力防止が配慮された点以外は、阪神・淡路大震災とあまり変わっていないと指摘しており、次のようなジェンダー課題を挙げている⁶⁾。

(1) 避難所・仮設住宅の運営は男性が主にリーダーであり、女性の参画が少ない、(2) 避難所において、女性

のプライバシーが確保されていない，(3) 雑魚寝状態が常態というあり方を再検討する，(4) 避難所で性別役割が強化された，(5) 女性のニーズ調査が実施されていない，(6) 妊婦が把握されていない，(7) 乳幼児を連れた家族が避難所にいづらいつい状況がある，(8) 女性の雇用問題，(9) 復興会議や復興事業などに女性の参画が極めて少ない，(10) 男女別の統計が取られていない，(11) 男女平等の新たなコミュニティを再生する，(12) 女性に対する暴力の実態調査を実施する。

福島第一原発事故が発生した福島県では，情報や生活物資の不足，医療機能の停止等により，災害に脆弱で放射性物質の影響を受けやすい女性や子どもに心理的・物理的な大きな打撃を与えた。事故後，福島第一原発の影響から逃れるために，県外に避難した被災家族の現状も深刻である⁷⁾。震災直後，ホテルや親戚宅等を転々としたり，何度も引っ越しするケースも少なくない。福島県内の夫と県外の母子が二重生活を送る母子避難者も多く，家賃，交通費，生活費等の経済的な問題や子育て不安・ストレスなどを抱えている。家族分離⁸⁾の長期化により，離婚も増えている。健康面においては，原発事故後の内部被ばくの不安も常に抱えている。

2. ジェンダー主流化と災害リスク軽減の国際的動向

国連は，ジェンダー平等や女性の地位向上に大きな役割を担ってきた。国連は1975年を「国際婦人年」と定め，「国際婦人年世界会議」を開催し，1976年からの10年を「国連婦人の10年」と定めた。1979年の国連総会は，女性の差別撤廃のために，男女の平等や女性権利保護を締約国の義務とした「女性差別撤廃条約」を採択し，1981年に発効した。1970年代には，開発途上国の人権の進展の鍵は「開発」における人権適用と認識され，多くの国際会議や国際政策が女性の役割を可視化し，国際的課題に女性の地位を取り上げた⁹⁾。

「国連婦人の10年」の最終年の1985年には，「国連婦人の10年：平等，開発，平和」の見直しと評価のための世界会議がナイロビで開催され，「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し，2000年に向けた372項目からなる男女平等や女性の地位向上，意思決定への女性の参加に関する指針が盛り込まれ，障害を除去する国内措置の実施を呼びかけた¹⁰⁾。

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議では，北京宣言と行動綱領に，「ジェンダーの主流化」が，ジェンダー平等や女性のエンパワメントのための戦略的なアプローチとして明記された。1997年の国連経済社会理事会（ECOSOC）で採択された決議52/3では，「ジェンダーの主流化」の概念が定義づけられた¹¹⁾。

世界的に自然災害が頻発し，開発途上国の被害が深刻な中，持続可能な開発の実現を目的とした国際環境法において，女性の参加や災害リスク軽減なくしては目標の達成はできないという認識が高まった。1992年の環境と開発に関する国際連合会議（環境サミット）で採択された「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言」（リオ宣言）では，持続可能な開発の達成のために女性の参加は必須である（第20原則）と規定された¹²⁾。アジェンダ21（行動計画）では，女性を持続可能な開発のために役割の強化が必要な9グループの一つと位置づけた¹³⁾。

一方，国連の防災戦略は，社会科学的研究の進展により，災害による人命の損失や破壊は必然でなく，自然ハザードへのコミュニティの「脆弱性」を減らすことでより軽減可能というアプローチ¹⁴⁾に転換してきた。1994年に横浜で開催された第1回国連防災世界会議は，「脆弱性」の社会科学側面を取り上げ，焦点を当てて議論した最初の国際会議でもある¹⁵⁾。「より安全な世界に向けての横浜戦略と行動計画」には，「脆弱性」の軽減のために，「災害管理計画のすべての段階における女性や社会的に不利な立場の集団の参加を可能にする¹⁶⁾」と明記した。

2000年に開催された国連特別総会「女性2000年会議」政治宣言では，国連会議やサミットの実施の過程で「ジェンダーの視点の主流化」の重要性を再確認した¹⁷⁾。また，北京宣言及び行動綱領，ナイロビ将来戦略の目的達成のために，特にあらゆる人権及び基本的な自由の保護・促進，すべての政策及びプログラムへの「ジェンダーの視点の主流化」を通じて，更なる行動をとることを誓約した¹⁸⁾。この会議で採択された「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」は，防災とジェンダー平等が統合された重要な文書である。第3章46項には，「防災・災害緩和・災害復興戦略を策定・実施する際には，必ずジェンダーの視点を組み入れなければならないとの認識がますます高まってきている¹⁹⁾」と記述された。

「ジェンダー平等」は、2000年の国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals : MDGs）の8つの目標の1つとなり、貧困撲滅という国際的な課題解決のための開発目標の達成には、「ジェンダーの主流化」は不可欠である²⁰⁾と強調された。また、ミレニアム宣言の第4節「共有の環境の保護」には、「自然災害と人為的な災害の数と被害を削減するために協力を強化する」²¹⁾と規定されている。同宣言から、ジェンダーの主流化、災害リスク軽減はともに、1990年以降の国際防災戦略の中心課題である社会的経済的「脆弱性」改善策であり、貧困撲滅の重要課題であることが読み取れる。このようにジェンダーの主流化と災害リスク軽減は、国際的な持続可能な開発や貧困撲滅政策に組み込まれていった。

3. 第3回国連防災世界会議（2015年3月）に向けて

2004年にスマトラ沖津波地震が発生し、世界的に防災への関心が高まる中、2005年に神戸で第2回国連防災世界会議が開催された。会議で採択された「兵庫行動枠組2005～2015：災害に強い国・コミュニティの構築²²⁾」には、次のようにジェンダー平等、女性の参画の観点が明記された。

一般的考慮事項：災害リスク軽減のための政策や計画作成，意思決定過程に女性が参画する

早期警戒：住民（女性・高齢者・子ども・体の不自由な人なども含むすべての人々），宗教，文化，生活基盤などの特徴を考慮し，住民が理解でき，必要に応じて適切な行動ができるような早期警戒メカニズムを開発する

教育：女性などの脆弱な人々（災害弱者）が防災に関する研修や教育を受けられるようにする

2005年の国連世界首脳会議（世界サミット）では、ジェンダー平等の実現のために、あらゆる分野における政策、プログラムの企画、実施、モニタリング、評価において、ジェンダーの視点の主流化を積極的に推進し、ジェンダー分野における国連システムの対応能力を強化することに合意した²³⁾。また、新たに「人権委員会」を設立し、国連システムにおける「人権の主流化」を促進することが要望された²⁴⁾。災害対応において、「人権アプローチ」は、人命救助の優先性を弱めるものではないという認識から、人道援助努力の各段階への「人権の主流化」が求められるようになった²⁵⁾。防災分野のジェンダー平等は、ジェンダーと人権の両面から共通課題となった。

気候変動や環境保護への関心の高まりの中、2012年に日本で開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書「我々が望む未来」では、「ジェンダーの平等と女性のエンパワメント」の項目を設けて、持続可能な開発のためのあらゆる分野における女性の全面的かつ平等な参画、リーダーシップを再確認した²⁶⁾。また、災害リスク評価のあらゆる段階の設計及び実施にジェンダーの視点を統合する必要性が盛り込まれた²⁷⁾。

日本は、震災経験から、2012年のリオ+20では、「防災の主流化」を積極的に世界に発信した。また、2012年の第56回国連婦人の地位委員会では、日本が提出した決議案「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」が採択されるなど、日本は防災分野で主導的な役割を担ってきた²⁸⁾。しかし、2005年の「兵庫行動枠組」では「ジェンダー平等」「女性の参画」に関わる記述は3項目のみである。また、これまで、国・地方自治体の防災・災害復興政策では、人間に着目した「ソフトパワー」としての政策よりも科学的な面を重視されてきたため、「ジェンダー平等」は、周辺化されがちで、防災政策に十分に統合されていない現状がある。防災分野における「ジェンダー平等」の概念の国際的な枠組みが不十分では、コミットメント（関与）は困難になる。2度の震災の経験・教訓を生かすためにも、2015年3月に仙台で開催される第3回国連防災世界会議では、日本が主導力を発揮し、「ジェンダーの主流化」という国際規範を踏まえ、いかに実効力のある国際的枠組みが明記されるかが注目される。

4. 災害復興政策にジェンダーの視点を

2005年1月、第2回国連世界防災会議が神戸で開催された後、日本は、2005年7月、防災政策の基本指針である防災基本計画を改定した。その中に初めて、社会構造の変化と対応、防災活動の環境整備において、「女性の参

画」，防災知識の普及，訓練，避難場所の管理運営において，「男女双方の視点の配慮」が盛り込まれた。さらに，2008年2月の「防災基本計画」の改訂では，「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」と新たな規定を追加した。また，2005年12月には，男女共同参画基本計画（第2次）に，初めて，新たな取組みが必要な分野として，「防災（災害復興を含む）」が盛り込まれた^{29）}。「防災分野における女性の参画の拡大」には，地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう地方公共団体に対して要請すると記述された。また，防災分野での固定的な性別役割分担意識の見直しや防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が盛り込まれた。「防災の現場における男女共同参画」には，防災施策の立案，実施及び情報提供，災害対応マニュアルなどへの男女共同参画の視点，方針決定過程への女性の参画の促進などが明記された。

今回の研究対象地域である宮城県気仙沼市では，死者1,353人（直接死1,016人，間接死107人），行方不明者230人に上る甚大な被害があった^{30）}。東日本大震災の経験・教訓を踏まえた国の防災基本計画や宮城県の地域防災計画の大幅な改訂に伴い，気仙沼市も2012年8月以降，地域防災計画の見直しを行った。

2014年5月14日に公表された改訂版^{31）}では，避難所の構造・設備，物資調達，備蓄物資の選定などに，女性の視点が新たに盛り込まれた。さらに，避難所や応急仮設住宅の管理・運営，自主防災組織，防災訓練など多岐に渡り女性の参画促進が明記された。第4章災害復旧・復興対策の「災害復旧・復興の基本方向の決定」では，4項目の一つに「女性及び要配慮者の参画」が挙げられた。防災まちづくりでは，「障がい者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努める」と記載された。一方，気仙沼市の女性の参画状況は以下のとおりである。

避難所責任者の男女別人数は，行政職員を含む，複数名が担当していた，途中で変更があったなどの理由で，データが取られていなかった。気仙沼市震災復興会議は，男性13人に対して，女性0人。また，震災復興市民委員会は，男性11人に対して，女性2人のみである。2014年3月末時点の仮設住宅自治会長は，男性56人に対して，女性14人である。復興計画の策定や仮設住宅の運営・管理への女性の参画率は低い。住民の声を行政に伝え，直接的な交渉や情報のアクセスが可能な気仙沼市議会議員は，男性24人に対して女性0人である。

震災経験を契機に，男女共同参画の視点がより具体的に明記された地域防災計画を，復興過程の被災地でどのように効果的に実施していくかが課題である。住民，地域組織，NPO・NGO，企業との連携のもと，実施のための環境整備や仕組みづくり，意識啓発・防災学習が求められている。

5. ジェンダーの視点に立った防災学習 —気仙沼市での実践事例—

14.7mの巨大防潮堤建設計画が進む気仙沼市本吉町では，女性が建設計画の説明会や議論に参加できておらず，女性の声が反映されていない現状があった。地域防災や復興まちづくりへの女性の参画の拡大と女性の人材育成のために，NGO団体「海！みらい」（気仙沼市本吉町，大塚博子代表）は2014年7月12日，気仙沼市本吉総合体育館会議室で，防災女性学習会を開催した。筆者は講師・企画コーディネイターとして参加した。神戸市，石巻市，南三陸町の3つの被災地支援団体が連携して実施し，気仙沼市の女性約20人が参加した。防災女性学習会の趣旨やスケジュールなどは以下のとおりである。

○趣旨

震災の影響やその対応は，男性と女性で異なることが知られている^{32）}。震災直後の救援活動や避難所で，男女の役割やニーズが異なるのもその一つである。こうした男女の違いは，ジェンダーに基づく日常生活の相互関係から生じている。復興や災害リスク軽減には，男女がジェンダー的側面を理解し，「災害弱者」と言われる女性のニーズや弱み，強みを知ることが必要である。女性が，防災・復興の知識やスキルを学び，防災・復興のプロセスに参画することは，地域のエンパワメントにもつながる。そこで，今回は，女性を対象に，震災時のジェンダーに気づき，課題解決に向けて学び合うワークショップを行う。

○スケジュール

13:00～ 主催者挨拶・全体説明（5分）

13:05～ 講義「防災と復興に女性の視点を～命と生活を守るために，今できること～」

（講師：元NPO法人女性と仕事研究所事務局長 西岡英子）（40分）

13：45～ 報告「ソフト防災と減災という考え方について」（講師：「海，みらい！」代表 大塚博子）（15分）

14：00～ 休憩（5分）

14：05～ 報告「南三陸椿ものがたり復興」（講師：一般社団法人 復興みなさん会 工藤真弓）（15分）

14：20～ 自己紹介，グループワーク，発表（女性として困ったことは，課題は，できること）（40分）

15：00～ 交流会（質疑応答，意見交換会）（20分）

15：20 終了

○内容

最初に、「防災と復興に女性の視点を～命と生活を守るために，今できること～」と題して，阪神・淡路大震災の事例をもとに筆者が講義した。テーマは，「震災における女性問題」「防災分野での男女共同参画の現状」「女性の視点を生かした地域＝コミュニティの防災・復興の取り組み」「三陸の女性の力／活き活きたネットワークの構築～地域のエンパワメントの促進～」である。講義後，「ソフト防災と減災という考え方について」をテーマに，「海，みらい！」代表の大塚博子さんが減災の概念や「ソフト防災」と「ハード防災」の違いを説明し，避難意識の維持，避難道の計画段階での女性の参画など，「ソフト防災」の重要性を強調した。また，震災後の避難体験や防災・減災で気がついたことを自由に記録できる「海，みらい！」ノートを参加者に配布した。

さらに，一般社団法人復興みなさん会（宮城県本吉郡南三陸町）の工藤真弓さんが「南三陸椿ものがたり復興」と題して，復興まちづくりの活動報告を行った。津波から生き残った椿の種を復興のシンボルとして，種を避難路に植え，交流や椿油，染め物などに生かして，復興まちづくりを目指す様子を描いた紙芝居を披露した。また，復興公営住宅の集会所の台所を中央キッチンにする，縁側の設置など，住民の要望を行政に伝え，集会所の台所の設計変更を実現させた経過を報告した。

最後にグループワークで，「女性として困ったこと，不便だったこと，つらかったことは」「何が課題か」「そのために，できること」を記入するワークシートを用いて，話し合い，意見を共有し，発表してもらった。

○意見交換やワークシートの内容

女性の視点で，困ったこと，不便だったこと，つらかったことは，以下のとおりである。

トイレの問題/お風呂の問題/水不足・下着の替え/衛生面/小さい子供がいたので，他の人の迷惑を考え，避難所に行くのをためらった/幼児が大人と同じように扱われてしまう/避難所に入れなかったため，物資（食品）の確保が困難だった/避難道がわからなかった/夫婦の間でピリピリした関係が続き，精神的に大変だった。

また，課題として，次のような意見が出された。避難所の備蓄品を行政に要望する。女性の視点で対応することが子どもへのケアにつながるので，まずは母親に対してケアする。予め各地区に避難所となる集会所を設置し，避難時の役割分担を決めておく。ライフラインが回復するまで，全員被災者であるという意識を持つ。さらに，日頃からの固定的役割分担意識の解消，女性が参加しやすい日程での集会の開催，通信手段・避難道の確保，津波・地震の学習，教訓の伝承，自然に配慮した防潮堤の設置，ネットワークづくりなどが挙げられた。

6. おわりに

東日本大震災では，避難・救援，復旧・復興期を通じて，女性の特有のニーズや問題は認識されず，リスク軽減の能力が評価されてこなかった。ジェンダーに起因する性別役割分業意識は根強く残っている。また，復興計画策定や防災まちづくりなどの意思決定の場に女性の参画が少ないのが現状である。

防災分野において，ジェンダーの主流化と災害リスク軽減は，国連の主要な国際文書や国際会議を通して統合され，重要性が認識されてきた。阪神・淡路大震災と東日本大震災の2度の経験・教訓を生かすためにも，日本が国際防災政策に積極的にコミットしていくことが，防災政策の強化につながる。その意味から，2015年3月に仙台で開催される第3回国際防災世界会議で，今回の教訓・体験をいかに世界に伝えるかが問われている。

今回の気仙沼市で企画した防災女性学習会は，女性の視点での津波避難マップづくりや防災・復興政策などをテ

一に、今後も中・長期的に実施予定である。復旧・復興期の女性の問題は、男性の問題でもある場合が多い。女性だけでなく、男性を対象にしたジェンダー学習会も必要である。意識啓発と、ジェンダー意識の普及のために、自治体、地域、企業が連携した防災学習はより効果的であろう。復旧・復興期における「ジェンダー平等」「女性の参画」の防災学習プログラムは、復興政策の戦略的ツールとして効果が期待されている。

参 考 文 献

- 1) 警察庁緊急災害警備本部 (2014) : 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(2014 年 9 月 11 日公表) .
- 2) 内閣府 (2014) : 平成 26 年版防災白書,p.128. データは, 2014 年 5 月 15 日現在.
- 3) 内閣府男女共同参画局 (2012) : 男女共同参画白書平成 24 年版,p.4.
- 4) Chakrabarti, P.G. Dhar and Elaine Enarson (Eds) (2009): Women, Gender and Disaster: Global Issues and Initiatives, Los Angeles: Sage, pp. 6.
- 5) 内閣府 (2011 年) : 東日本大震災における災害応急対策に関する検討会 (中間とりまとめ)
〈http://www.bousai.go.jp/oukyu/higashinihon/pdf/cyukan_torimatome.pdf〉 (最終閲覧: 2014 年 10 月 1 日)
- 6) 正井礼子 (2012) : 阪神・淡路大震災の経験は生かされたのか,女も男も一自立・平等—震災とジェンダー,No.119,2012 年春・夏号,労働教育センター,pp.86,87.
- 7) 福島県から兵庫県, 大阪府に避難した女性 10 人の聞き取りによる. 福島県全体の避難者は, 約 12.7 万人, 県外避難者は約 4.5 万人で, 全国 46 都道府県に居住. 復興庁「復興の現状」(2014 年 8 月 26 日) ※福島県全体の避難者数の出典は福島県公表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報 (第 1246 報)」(平成 26 年 8 月 6 日) 復興庁ウェブサイト
〈http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/140826_gennjyou.pdf〉 (最終閲覧: 2014 年 10 月 1 日)
- 8) 福島大学災害復興研究所「双葉 8 町村住民実態調査」(2011 年 9 月に双葉郡に住む全世帯を対象にした調査) から, 避難家族の約半数が家族分離していることがわかっている.
- 9) Katarina Tomasevski, in G. Alfredsson et al. (eds.) (2001): Men and Women, Sex and Gender, International Human Rights Monitoring Mechanisms, Kluwer, p.432.
- 10) U.N. (1985) : A/CONF.116/28/Rev.1.
- 11) U.N. (1997) : A/52/3, ch.IV.ジェンダーの主流化は「男女が等しく利益を得て, 不平等が持続しないようにするために, すべての政治的, 経済的, 社会的な場において, 男性の関心や経験と同様に, 女性を政策とプログラムにおける立案, 実践, モニタリングおよび評価を不可欠なものにするための戦略である. 究極の目標はジェンダー平等を達成すること」である.
- 12) U.N. (1992) : Rio Declaration on Environment and Development, A/CONF. 151/26/Rev. 1, Vol.1, Annex I .
- 13) U.N. (1992) : Agenda 21, A/CONF.151/26/Rev.1, Vol.1, Annex 2, 24.1-24.12.
- 14) U.N. (2001) : Report of the Secretary-General, A/56/68, para10.
- 15) Birnie, P.& Boyle, A. (2002): International Law and the Environment, 2nd edition, Oxford University Press: 池島大策・富岡仁・吉田脩 訳(2007):国際環境法,慶應義塾大学出版会,p.243.
- 16) U.N. (1994) : A/CONF.172/9, Annx I ,ch. II , para11.
- 17) U.N. (2000) : A/RES/S-23/2, para7.
- 18) Ibid. para8.
- 19) U.N. Doc. (2000) : A/RES/S-23/3(2000), ch. III, para. 46.
- 20) ミレニアム開発目標については, 国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所のウェブサイト参照.
〈<http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/mdgoverview/mdgs/>〉 (最終閲覧: 2014 年 10 月 1 日)
- 21) U.N. (2000) : A/RES/55/2, ch. IV, para. 23.
- 22) U.N. (2005) : A/CONF. 206/6, Resolution 2 .
- 23) U.N. (2005) : 2005 World Summit Outcome, A/60/L. 1, para. 59.
- 24) Ibid., paras. 119, 159.
- 25) Harper, Erica (2009) : International Law and Standards Applicable in Natural Disaster Situations, IDLO, p. 25.
- 26) U.N. (2012) : A/RES/66/288, para.236-244.
- 27) Ibid. para. 188.
- 28) 外務省「第 56 回国連婦人の地位委員会 (CSW) における我が国提出決議案 (「自然災害とジェンダー」) の採択」
報道発表 (2012 年 3 月 10 日) 外務省ウェブサイト参照.
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/3/0310_02.html〉 (最終閲覧: 2014 年 10 月 1 日)
- 29) 男女共同参画基本計画 (第 2 次) については, 内閣府 (男女共同参画局) ウェブサイトで閲覧可能.
〈http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/index2.html〉 (最終閲覧: 2014 年 10 月 1 日)
- 30) 気仙沼市の死者・行方不明者数は, 気仙沼市ウェブサイトを参照. 2014 年 6 月 20 日公表.
〈<http://www.city.kesenuma.lg.jp/www/contents/1300452011135/index.html>〉 (最終閲覧: 2014 年 10 月 1 日)
- 31) 気仙沼市地域防災計画については, 気仙沼市のウェブサイト参照.
〈<http://www.city.kesenuma.lg.jp/www/contents/1400063767446/index.html>〉 (最終閲覧: 2014 年 10 月 1 日)
- 32) Chakrabarti, P.G. Dhar and Elaine Enarson (Eds) (2009): Women, Gender and Disaster: Global Issues and Initiatives, Los Angeles: Sage, pp. 5-12.